

◆地震により被災されました方への救済措置について◆

この度の石川県能登地方を震源とする地震により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府におきまして石川県2市1町に対し、災害救助法の適用がされています。(2023年5月9日時点)

〔 輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町 〕

最新情報は下記よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

●受けられる制度

①保険証を紛失した場合

- ・再交付を致します。健保までご連絡をお願い致します。
- ・医療機関の窓口で**氏名、生年月日、事業所**を申し出ることにより受診が可能です。

②保険料の納付期限について

任意継続の方の納付期限を延長させていただきます。

③給付金支給について

被保険者から傷病手当金等の給付金の申請があった場合、速やかに審査をし支給させていただきます。

ご不明な点がございましたら健保までご連絡を頂きます様、よろしくお願い致します。

連絡先電話番号 ①②に関するお問い合わせ⇒日産健保適用係：**045-461-2351**

③に関するお問い合わせ⇒日産健保給付係：**045-461-2352**